

昭和34年法 第9類

産業機械器具 動力機械器具(電動機を除く。)

風水力機械器具 事務用機械器具(電子応用機械器具に属するものを除く。) その他
他の機械器具で他の類に属しないもの これらの部品および附属品(他の類に属するものを除く。) 機械要素

昭和34年法 商品	区分	書換表示 商品	類似群	備考
産業機械器具	6	金属製荷役用パレット, 荷役用 ターンテーブル, 荷役用トラバー サー	09 A 03	01
	6	金属製人工魚礁	09 A 05	
	6	金属製養鶏用かご	09 A 46	
	6	金属製の吹付け塗装用ブース	09 A 64	
	6	金属製セメント製品製造用型枠	09 A 71	
	7	金属加工機械器具	09 A 01	
	7	鉱山機械器具	09 A 02	
	7	土木機械器具, 荷役機械器具	09 A 03	
	7	漁業用機械器具	09 A 05	
	7	化学機械器具	09 A 06	
	7	繊維機械器具	09 A 07	
	7	食料加工用又は飲料加工用の機械 器具	09 A 08	
	7	製材用・木工用又は合板用の機械 器具	09 A 09	
	7	パルプ製造用・製紙用又は紙工用 の機械器具	09 A 10	
	7	印刷用又は製本用の機械器具	09 A 11	
	7	ミシン	09 A 13	
	7	耕うん機械器具 (手持ち工具に 当たるものを除く。), 栽培機械 器具, 収穫機械器具, 植物粗製繊 維加工機械器具, 飼料圧搾機, 飼 料裁断機, 飼料配合機, 飼料粉碎 機	09 A 41	02
	7	牛乳ろ過器, 搾乳機	09 A 43	
	7	育雛器, ふ卵器	09 A 45	
	7	蚕種製造用又は養蚕用の機械器具	09 A 47	
	7	靴製造機械, 製革機械	09 A 61	
	7	たばこ製造機械	09 A 62	
	7	ガラス器製造機械	09 A 63	
	7	塗装機械器具	09 A 64	
	7	包装用機械器具	09 A 65	
	7	陶工用ろくろ	09 A 66	
	7	プラスチック加工機械器具	09 A 67	
	7	半導体製造装置	09 A 68	
	7	ゴム製品製造機械器具	09 A 69	
	7	石材加工機械器具	09 A 70	
	8	組ひも機(手持ち工具に当たるも のに限る。)	09 A 07	
	8	くわ, 鋤, レーキ(手持ち工具に 当たるものに限る。)	09 A 41	
	8	靴製造用靴型(手持ち工具に当た るものに限る。)	09 A 61	
	9	アーク溶接装置, 金属溶断機, 電 気溶接装置	09 A 01	
	9	オゾン発生器, 電解槽	09 A 06	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
	9	検卵器	09 A 45	
	11	乾燥装置，換熱器，蒸煮装置，蒸発装置，蒸留装置，熱交換器	09 A 06	
	11	牛乳殺菌機	09 A 08	
	11	工業用炉，原子炉	09 A 12	
	11	飼料乾燥装置	09 A 41	
	12	荷役用索道，カーダンパー，カープッシャー，カーブラー，牽引車	09 A 03	
	16	印刷用インテル，活字	09 A 11	
	19	人工魚礁（金属製のものを除く。）	09 A 05	
	19	養鶏用かご（金属製のものを除く。）	09 A 46	
	19	吹付け塗装用ブース（金属製のものを除く。）	09 A 64	
	19	セメント製品製造用型枠（金属製のものを除く。）	09 A 71	
	20	荷役用パレット（金属製のものを除く。）	09 A 03	
	20	養蜂用巣箱	09 A 44	
	21	かいばおけ	09 A 42	
	21	家禽用リング	09 A 48	
	26	漁網製作用杼，メリヤス機械用編針	09 A 07	
動力機械器具	7	動力機械器具（陸上の乗物用のもの及び「水車・風車」を除く。），陸上の乗物用の動力機械の部品	09 B 01	03
	7	水車，風車	09 B 02	
	11	ボイラー	09 B 01	
	12	陸上の乗物用の動力機械（その部品を除く。）	09 B 01	
風水力機械器具	7	風水力機械器具	09 C 01	
事務用機械器具	7	機械式の接着テープディスペンサー，自動スタンプ打ち器	09 D 01	04
	9	金銭登録機，青写真複写機，硬貨の計数用又は選別用の機械，作業記録機，写真複写機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，パンチカードシステム機械，票数計算機，郵便切手のはり付けチェック装置	09 D 01	
	16	あて名印刷機，印字用インクリボン，自動印紙はり付け機，事務用電動式ホッチキス，事務用封かん機，消印機，製図用具，タイプライター，チェックライター，謄写版，凸版複写機，文書細断機，郵便料金計器，輪転謄写機	09 D 01	
その他の機械器具で他の類に属しないもの	6	てんてつ機	09 G 06	05

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
	6	金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。）	09 G 07	
	6	金属製航路標識（発光式のものを除く。）	09 G 08	
	6	金属製液体貯蔵槽，金属製工業用水槽	09 G 59	
	6	金属製液化ガス貯蔵槽，金属製ガス貯蔵槽，ガス貯蔵槽又は液化ガス貯蔵槽用のアルミニウム製の浮中ぶた	09 G 60	
	7	業務用電気洗濯機	09E23	
	7	修繕用機械器具	09E24	
	7	機械式駐車装置	09E26	
	7	乗物用洗浄機	09E27	
	7	業務用攪はん混合機，業務用皮むき機，業務用食器洗浄機，業務用切さい機	09E28	
	7	業務用電気式ワックス磨き機，業務用電気掃除機	09E29	
	7	芝刈機	09 G 54	
	7	電動式カーテン引き装置	09 G 55	
	7	廃棄物圧縮装置，廃棄物破碎装置	09 G 63	
	9	自動販売機	09E21	
	9	ガソリンステーション用装置	09E22	
	9	駐車場用硬貨作動式ゲート	09E26	
	9	救命用具	09 G 01	
	9	消火器，消火栓，消火ホース用ノズル，スプリンクラー消火装置	09 G 02	
	9	火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器	09 G 04	
	9	保安用ヘルメット	09 G 05	
	9	鉄道用信号機	09 G 06	
	9	乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識	09 G 07	
	9	潜水用機械器具	09 G 51	
	9	業務用テレビゲーム機	09 G 53	
	9	電動式扉自動開閉装置	09 G 55	
	9	乗物運転技能訓練用シミュレーター	09 G 64	
	9	運動技能訓練用シミュレーター	09 G 65	
	11	暖冷房装置	09E11	
	11	冷凍機械器具	09E12	
	11	業務用衣類乾燥機	09E23	
	11	美容院用又は理髪店用の機械器具（いすを除く。）	09E25	
	11	業務用加熱調理機械器具，業務用食器乾燥機	09E28	
	11	汚水浄化槽，し尿処理槽	09 G 57	
	11	業務用ごみ焼却炉	09 G 58	
	11	太陽熱利用温水器	09 G 61	
	11	浄水装置	09 G 62	
	12	落下傘	09 G 01	
	12	乗物用盗難警報器	09 G 04	
	15	調律機	09 G 52	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
	16	マーキング用孔開型板	09 G 56	
	17	消防用ホース，石綿製防火幕	09 G 02	
	17	オイルフェンス	09 G 03	
	19	道路標識（金属製又は発光式若しくは機械式のものを除く。）	09 G 07	
	19	航路標識（金属製又は発光式のものを除く。）	09 G 08	
	19	石製液体貯蔵槽，石製工業用水槽	09 G 59	
	20	美容院用いす，理髪用いす	09E25	
	20	液体貯蔵槽（金属製又は石製のものを除く。），工業用水槽（金属製又は石製のものを除く。）	09 G 59	
	20	液化ガス貯蔵槽（金属製又は石製のものを除く。），ガス貯蔵槽（金属製又は石製のものを除く。）	09 G 60	
機械要素	28	遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。）	09G53	06
	6	金属製滑車（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 02	
	6	金属製ばね（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 03	
	6	金属製バルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
	6	金属製管継ぎ手，金属製フランジ	09 F 06	
	6	キー，コッタ	09 F 07	07
	7	軸・軸受・軸継ぎ手・ベアリング（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 01	
	7	動力伝導装置（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	7	緩衝器及びばね（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 03	
	7	制動装置（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 04	
	7	バルブ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 05	
	11	水道用栓，タンク用水位制御弁，パイプライン用栓	09 F 05	08
	12	軸・軸受・軸継ぎ手・ベアリング（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 01	
	12	動力伝導装置（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
	12	緩衝器及びばね（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 03	
	12	制動装置（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 04	
	17	ゴム製又はバルカンファイバー製のバルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
	17	ガasket，管継ぎ手（金属製のものを除く。），パッキング	09 F 06	
	19	送水管用バルブ（金属製又はプラスチック製のものを除く。）	09 F 05	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
	20	プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	

産業機械器具

1. 金属加工機械器具	7	金属加工機械器具	09 A 01	
	9	アーク溶接装置，金属溶断機，電気溶接装置	09 A 01	
(1) 金属工作機械器具	7	金属工作機械器具	09 A 01	
旋盤	7	旋盤	09 A 01	
ボール盤	7	ボール盤	09 A 01	
中ぐり盤	7	中ぐり盤	09 A 01	
フライス盤	7	フライス盤	09 A 01	
平削盤	7	平削盤	09 A 01	
ブローチ盤	7	ブローチ盤	09 A 01	
研削盤	7	研削盤	09 A 01	
歯切りおよび歯車仕上げ機械	7	歯切り及び歯車仕上げ機械	09 A 01	
形削り盤	7	形削り盤	09 A 01	
たて削り盤	7	立て削り盤	09 A 01	
ホーニング盤	7	ホーニング盤	09 A 01	
ラップ盤	7	ラップ盤	09 A 01	
金切りのこぎり盤	7	金切りのこぎり盤	09 A 01	
切断機	7	切断機	09 A 01	
ねじ切り盤	7	ねじ切り盤	09 A 01	
ねじ立て盤	7	ねじ立て盤	09 A 01	
鑽孔機	7	鑽孔機	09 A 01	
圧穿機	7	圧穿機	09 A 01	
(2) 金属一次製品製造機械器具	7	金属一次製品製造機械器具	09 A 01	
圧延機	7	圧延機	09 A 01	
線材線引き機	7	線材線引き機	09 A 01	
線材押し出し機	7	線材押出機	09 A 01	
製管機	7	製管機	09 A 01	
(3) 金属二次加工機械器具	7	金属二次製品加工機械器具	09 A 01	
ベンディングマシン	7	ベンディングマシン	09 A 01	
水圧プレス	7	水圧プレス	09 A 01	
油圧プレス	7	油圧プレス	09 A 01	
機械プレス	7	機械プレス	09 A 01	
剪断機	7	剪断機	09 A 01	
鍛造機	7	鍛造機	09 A 01	
ワイヤーフォーミングマシン	7	ワイヤーフォーミングマシン	09 A 01	
人力プレス	7	人力プレス	09 A 01	
(4) 溶接または溶断機械器具	7	ガス溶接機，酸素アセチレン溶接切断機，電気溶接機	09 A 01	09
	9	アーク溶接装置，金属溶断機，電気溶接装置	09 A 01	
電気溶接機	7	電気溶接機	09 A 01	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
アーク溶接機	9	アーク溶接装置	09 A 01	
ガス溶接機	7	ガス溶接機	09 A 01	
金属溶断機	9	金属溶断機	09 A 01	
(5) 動力付き手持工具	7	動力付き手持工具	09 A 01	
電気ドリル	7	電気ドリル	09 A 01	
エアドリル	7	エアドリル	09 A 01	
電気ハンマー	7	電気ハンマー	09 A 01	
エアハンマー	7	エアハンマー	09 A 01	
グラインダー	7	グラインダー	09 A 01	
ポリッシャー	7	ポリッシャー	09 A 01	
バッファ	7	バッファ	09 A 01	
サンダー	7	サンダー	09 A 01	
ナットランナー	7	ナットランナー	09 A 01	
ドライバー	7	ドライバー	09 A 01	
レンチ	7	レンチ	09 A 01	
(6) 切削工具	7	切削工具	09 A 01	
ドリル	7	ドリル	09 A 01	
リーマ	7	リーマ	09 A 01	
ミリングカッター	7	ミリングカッター	09 A 01	
ギヤカッター	7	ギヤカッター	09 A 01	
ブローチ	7	ブローチ	09 A 01	
タップ	7	タップ	09 A 01	
チェーザ	7	チェーザ	09 A 01	
ねじフライス	7	ねじフライス	09 A 01	
バイト	7	バイト	09 A 01	
(7) 超硬工具	7	超硬工具	09 A 01	
超硬チップ	7	超硬チップ	09 A 01	
超硬切削工具	7	超硬切削工具	09 A 01	
超硬耐摩耗工具	7	超硬耐摩耗工具	09 A 01	
超硬耐蝕工具	7	超硬耐蝕工具	09 A 01	
(8) ダイヤモンド工具	7	ダイヤモンド工具	09 A 01	
切削工具	7	切削工具(ダイヤモンド工具)	09 A 01	
耐摩耗工具	7	耐摩耗工具	09 A 01	
(9) 金属用金型	7	金属用金型	09 A 01	
プレス用金型	7	プレス用金型	09 A 01	
鍛造用金型	7	鍛造用金型	09 A 01	
2. 鉱山機械器具	7	鉱山機械器具	09 A 02	
穿孔機	7	穿孔機	09 A 02	
さく岩機	7	さく岩機	09 A 02	
コールカッター	7	コールカッター	09 A 02	
カッターローダー	7	カッターローダー	09 A 02	
ホーベル	7	ホーベル	09 A 02	
さく井機	7	さく井機	09 A 02	
採油機	7	採油機	09 A 02	
積み込み機	7	積み込み機	09 A 02	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
トラックミル	7	トラックミル	09 A 02	
シャープナー	7	シャープナー	09 A 02	
3. 土木機械器具	7	土木機械器具	09 A 03	
(1) 掘さく機械	7	掘削機械	09 A 03	
パワーショベル	7	パワーショベル	09 A 03	
トラッククレーン	7	トラッククレーン	09 A 03	
スラックライン	7	スラックライン	09 A 03	
ルータ	7	ルータ	09 A 03	
(2) 基礎工事機械	7	基礎工事機械	09 A 03	
くい打ち機	7	くい打ち機	09 A 03	
くい抜き機	7	くい抜き機	09 A 03	
グラウトポンプ	7	グラウトポンプ	09 A 03	
アースオーガー	7	アースオーガー	09 A 03	
(3) 整地機械	7	整地機械	09 A 03	
スクレーパー	7	スクレーパー	09 A 03	
グレーダー	7	グレーダー	09 A 03	
ローラー	7	ローラー	09 A 03	
ランマー	7	ランマー	09 A 03	
タンパー	7	タンパー	09 A 03	
ブルドーザー	7	ブルドーザー	09 A 03	
(4) コンクリート機械	7	コンクリート機械	09 A 03	
バッチャープラント	7	バッチャープラント	09 A 03	
コンクリートミキサー	7	コンクリートミキサー	09 A 03	
コンクリート打設機械	7	コンクリート打設機械	09 A 03	
コンクリートバイブレーター	7	コンクリートバイブレーター	09 A 03	
コンクリート舗装機械	7	コンクリート舗装機械	09 A 03	
(5) アスファルト舗装機械	7	アスファルト舗装機械	09 A 03	
アスファルトプラント	7	アスファルトプラント	09 A 03	
アスファルトミキサー	7	アスファルトミキサー	09 A 03	
アスファルト散布機	7	アスファルト散布機	09 A 03	
アスファルトフィニッシャー	7	アスファルトフィニッシャー	09 A 03	
(6) しゅんせつ機械	7	しゅんせつ機械	09 A 03	
しゅんでい機	7	しゅん泥機	09 A 03	
ディッパ	7	ディッパ	09 A 03	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
4. 荷役機械器具	6	金属製荷役用パレット，荷役用ターンテーブル，荷役用トラバース	09 A 03	
	7	荷役機械器具	09 A 03	
	12	荷役用索道，カーダンパー，カープッシャー，カーブラー，牽引車	09 A 03	
	20	荷役用パレット（金属製のものを除く。）	09 A 03	
(1) クレーン	7	クレーン	09 A 03	
天じょう走行クレーン	7	天井走行クレーン	09 A 03	
ジブクレーン	7	ジブクレーン	09 A 03	
橋形クレーン	7	橋形クレーン	09 A 03	
塔形クレーン	7	塔形クレーン	09 A 03	
デリック	7	デリック	09 A 03	
ロコモチブクレーン	7	ロコモチブクレーン	09 A 03	
陸揚げ機	7	陸揚げ機	09 A 03	
自走クレーン	7	自走クレーン	09 A 03	
フローティングクレーン	7	フローティングクレーン	09 A 03	
ケーブルクレーン	7	ケーブルクレーン	09 A 03	
(2) コンベヤー	7	コンベヤー	09 A 03	
ベルトコンベヤー	7	ベルトコンベヤー	09 A 03	
チェーンコンベヤー	7	チェーンコンベヤー	09 A 03	
バケットエレベーター	7	バケットエレベーター	09 A 03	
スクリュコンベヤー	7	スクリュコンベヤー	09 A 03	
ローラーコンベヤー	7	ローラーコンベヤー	09 A 03	
空気コンベヤー	7	空気コンベヤー	09 A 03	
水力コンベヤー	7	水力コンベヤー	09 A 03	
(3) 巻き上げ機	7	巻上機	09 A 03	
ウインチ	7	ウインチ	09 A 03	
ホイスト	7	ホイスト	09 A 03	
チェーンブロック	7	チェーンブロック	09 A 03	
ウインドラス	7	ウインドラス	09 A 03	
キャブスタ	7	キャブスタ	09 A 03	
(4) 索道	12	荷役用索道	09 A 03	
(5) エレベーター	7	エレベーター	09 A 03	
(6) エスカレーター	7	エスカレーター	09 A 03	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
(7) その他の荷役機械器具	6	金属製荷役用パレット, 荷役用ターンテーブル, 荷役用トラバース	09 A 03	10
	7	荷役機械器具(クレーン・コンベヤー・巻上機・動く歩道・エスカレーター・エレベーターを除く。)	09 A 03	
	12	カーダンパー, カーブッシャー, カーブラー, 牽引車	09 A 03	
	20	荷役用パレット(金属製のものを除く。)	09 A 03	
カーブラー	12	カーブラー	09 A 03	
	6	荷役用ターンテーブル	09 A 03	
ターンテーブル				
カーダンパー	12	カーダンパー	09 A 03	
カーブッシャー	12	カーブッシャー	09 A 03	
トラバース	6	荷役用トラバース	09 A 03	
動力ジャッキ	7	動力ジャッキ	09 A 03	
5. 農業用機械器具	6	金属製養鶏用かご	09 A 46	11
	7	耕うん機械器具(手持ち工具に当たるものを除く。), 栽培機械器具, 収穫機械器具, 植物粗製繊維加工機械器具, 飼料圧搾機, 飼料裁断機, 飼料配合機, 飼料粉碎機	09 A 41	
	7	牛乳ろ過器, 搾乳機	09 A 43	
	7	育雛器, ふ卵器	09 A 45	
	7	蚕種製造用又は養蚕用の機械器具	09 A 47	
	8	くわ, 鋤, レーキ(手持ち工具に当たるものに限る。)	09 A 41	
	9	検卵器	09 A 45	
	11	飼料乾燥装置	09 A 41	
	19	養鶏用かご(金属製のものを除く。)	09 A 46	
	20	養蜂用巣箱	09 A 44	
	21	かいばおけ	09 A 42	
	21	家禽用リング	09 A 48	
	7	耕うん機械器具(手持ち工具に当たるものを除く。)	09 A 41	
	8	くわ, 鋤, レーキ(手持ち工具に当たるものに限る。)	09 A 41	
	7	犁	09 A 41	
	8	鋤	09 A 41	
すき				
くわ	8	くわ	09 A 41	
レーキ	7	レーキ(手持ち工具に当たるものを除く。)	09 A 41	
	8	レーキ(手持ち工具に当たるものに限る。)	09 A 41	
株切り機	7	株切り機	09 A 41	
動力耕うん機	7	動力耕うん機	09 A 41	
碎土機	7	碎土機	09 A 41	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
(2) 栽培機械器具	7	栽培機械器具	09 A 41	
施肥用機械器具	7	施肥用機械器具	09 A 41	
種まき機械器具	7	種まき機械器具	09 A 41	
植え付け機械器具	7	植付け機械器具	09 A 41	
中耕機械器具	7	中耕機械器具	09 A 41	
除草機械器具	7	除草機械器具	09 A 41	
病虫害防除機械器具	7	病虫害防除機械器具	09 A 41	
(3) 収穫機械器具	7	収穫機械器具	09 A 41	
刈り取り機	7	刈り取り機	09 A 41	
脱穀機	7	脱穀機	09 A 41	
もみすり機	7	もみすり機	09 A 41	
唐箕	7	唐箕	09 A 41	
米選機	7	米選機	09 A 41	
俵締め機	7	俵締め機	09 A 41	
乾燥機	7	乾燥機(収穫機械)	09 A 41	
(4) 植物粗製繊維加工機械器具	7	植物粗製繊維加工機械器具	09 A 41	
わら打ち機	7	わら打ち機	09 A 41	
なわない機	7	縄ない機	09 A 41	
なわ仕上げ機	7	縄仕上げ機	09 A 41	
製筵機	7	製筵機	09 A 41	
かます編み具	7	かます編み具	09 A 41	
俵編み器	7	俵編み器	09 A 41	
ちょ麻はく皮機	7	ちょ麻はく皮機	09 A 41	
ちょ麻仕上げ機	7	ちょ麻仕上げ機	09 A 41	
砕茎機	7	砕茎機	09 A 41	
畳表織機	7	畳表織機	09 A 41	
(5) 畜産用機械器具	6	金属製養鶏用かご	09 A 46	12
	7	飼料圧搾機, 飼料裁断機, 飼料配合機, 飼料粉碎機	09 A 41	13
	7	牛乳ろ過器, 搾乳機	09 A 43	
	7	育雛器, ふ卵器	09 A 45	
	9	検卵器	09 A 45	
	11	飼料乾燥装置	09 A 41	
	19	養鶏用かご(金属製のものを除く。)	09 A 46	
	20	養蜂用巣箱	09 A 44	
	21	かいばおけ	09 A 42	
	21	家禽用リング	09 A 48	
飼料裁断機	7	飼料裁断機	09 A 41	
飼料粉碎機	7	飼料粉碎機	09 A 41	
飼料配合機	7	飼料配合機	09 A 41	
かいばおけ	21	かいばおけ	09 A 42	
搾乳機	7	搾乳機	09 A 43	
牛乳ろ過器	7	牛乳ろ過器	09 A 43	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
ふ卵器	7	ふ卵器	09 A 45	
育雛器	7	育雛器	09 A 45	
検卵器	9	検卵器	09 A 45	
養蜂用巣箱	20	養蜂用巣箱	09 A 44	
(6) 蚕種製造または養蚕用機械器具	7	蚕種製造用又は養蚕用の機械器具	09 A 47	
産卵台紙	7	産卵台紙	09 A 47	
散卵収容器	7	散卵収容器	09 A 47	
雌雄鑑別機	7	雌雄鑑別器	09 A 47	
散卵塩水選別機	7	散卵塩水選別機	09 A 47	
散卵洗除機	7	散卵洗除機	09 A 47	
散卵浸酸機	7	散卵浸酸機	09 A 47	
蚕種検査用機械器具	7	蚕種検査用機械器具	09 A 47	
桑切り機	7	桑切り機	09 A 47	
蚕網	7	蚕網	09 A 47	
蚕むしろ	7	蚕むしろ	09 A 47	
飼育箱	7	飼育箱	09 A 47	
6. 漁業用機械器具	6	金属製人工魚礁	09 A 05	
	7	漁業用機械器具	09 A 05	
	19	人工魚礁(金属製のものを除く。)	09 A 05	
ラインホーラ	7	ラインホーラ	09 A 05	
トロールウィンチ	7	トロールウィンチ	09 A 05	
網揚げ機	7	網揚げ機	09 A 05	
7. 化学機械器具	7	化学機械器具	09 A 06	
	9	オゾン発生器, 電解槽	09 A 06	
	11	乾燥装置, 換熱器, 蒸煮装置, 蒸発装置, 蒸留装置, 熱交換器	09 A 06	
ろ過機	7	ろ過機	09 A 06	
分離器	7	分離器	09 A 06	
収じん機	7	収じん機	09 A 06	
圧搾機	7	圧搾機	09 A 06	
熱交換機	11	熱交換器	09 A 06	
分縮機	7	分縮機	09 A 06	
換熱機	11	換熱器	09 A 06	
混合機	7	混合機	09 A 06	
かくはん機	7	かくはん機	09 A 06	
捏和機	7	捏和機	09 A 06	
溶解機	7	溶解機	09 A 06	
造粒機	7	造粒機	09 A 06	
乳化機	7	乳化機	09 A 06	
反応機	7	反応機	09 A 06	
電解そう	9	電解槽	09 A 06	
蒸発機	11	蒸発機	09 A 06	
蒸りゅう機	11	蒸留機	09 A 06	
蒸煮機	11	蒸煮機	09 A 06	
乾燥機	7	乾燥機(化学機械)	09 A 06	
焙焼機	7	焙焼機	09 A 06	
焼結機	7	焼結機	09 A 06	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
焼成機	7	焼成機	09 A 06	
吸収機	7	吸収機	09 A 06	
洗じょう機	7	洗浄機	09 A 06	
抽出機	7	抽出機	09 A 06	
吸着機	7	吸着機	09 A 06	
破砕機	7	破砕機	09 A 06	
磨砕機	7	磨砕機	09 A 06	
選別機	7	選別機	09 A 06	
8．繊維機械器具	7	繊維機械器具	09 A 07	
	8	組ひも機（手持ち工具に当たるものに限る。）	09 A 07	
	26	漁網製作用杼，メリヤス機械用編針	09 A 07	
(1) 蚕糸機械器具	7	蚕糸機械器具	09 A 07	
乾繭機	7	乾繭機	09 A 07	
煮繭機	7	煮繭機	09 A 07	
繰糸機	7	繰糸機	09 A 07	
掲返機	7	掲返機	09 A 07	
副蚕処理機	7	副蚕処理機	09 A 07	
生糸束装機	7	生糸束装機	09 A 07	
生糸検査機	7	生糸検査機	09 A 07	
(2) 化学繊維機械器具	7	化学繊維機械器具	09 A 07	
紡糸機	7	紡糸機	09 A 07	
精練機	7	精練機	09 A 07	
スフ切断機	7	スフ切断機	09 A 07	
乾燥機	7	乾燥機（化学繊維機械）	09 A 07	
(3) 紡績機械器具	7	紡績機械器具	09 A 07	
混打綿機	7	混打綿機	09 A 07	
梳綿機	7	梳綿機	09 A 07	
精梳綿機	7	精梳綿機	09 A 07	
練条機	7	練条機	09 A 07	
粗紡機	7	粗紡機	09 A 07	
精紡機	7	精紡機	09 A 07	
より糸機	7	より糸機	09 A 07	
かせ機	7	かせ機	09 A 07	
糸まき機	7	糸巻機	09 A 07	
糸毛焼き機	7	糸毛焼き機	09 A 07	
整経機	7	整経機	09 A 07	
(4) 織機	7	織機	09 A 07	
人力織機	7	人力織機	09 A 07	
普通力織機	7	普通力織機	09 A 07	
自動織機	7	自動織機	09 A 07	
特殊織機	7	特殊織機	09 A 07	
(5) 編組機械器具	7	編組機械器具	09 A 07	
	26	漁網製作用杼，メリヤス機械用編針	09 A 07	
メリヤス機械器具	7	メリヤス機械器具	09 A 07	
漁網機械器具	7	漁網機械器具	09 A 07	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
レース機械器具	7	レース機械器具	09 A 07	
ひも編み機	7	ひも編み機	09 A 07	
製網機	7	製網機	09 A 07	
刺しゅう機	7	刺しゅう機	09 A 07	
(6) フェルト製造機械器具	7	フェルト製造機械器具	09 A 07	
フェルト用縮絨機	7	フェルト用縮絨機	09 A 07	
フェルト用梳毛機	7	フェルト用梳毛機	09 A 07	
(7) 染色整理機械器具	7	染色整理機械器具	09 A 07	
毛焼き機	7	毛焼き機	09 A 07	
高圧精練がま	7	高圧精練窯	09 A 07	
洗絨機	7	洗絨機	09 A 07	
煮絨機	7	煮絨機	09 A 07	
連続精練漂白機	7	連続精練漂白機	09 A 07	
スカッチャー	7	スカッチャー	09 A 07	
浸染機械	7	浸染機械	09 A 07	
捺染機	7	捺染機	09 A 07	
霧吹き機	7	霧吹き機	09 A 07	
熱風乾燥機	7	熱風乾燥機	09 A 07	
幅出し機	7	幅出し機	09 A 07	
カレンダー	7	カレンダー (繊維機械)	09 A 07	
パルマー仕上機	7	パルマー仕上げ機	09 A 07	
ロータリープレス	7	ロータリープレス	09 A 07	
起毛機	7	起毛機	09 A 07	
整反機	7	整反機	09 A 07	
9. 食料または飲料加工機械器具	7	食料加工用又は飲料加工用の機械器具	09 A 08	
	11	牛乳殺菌機	09 A 08	
(1) 穀物処理機械器具	7	穀物処理機械器具	09 A 08	
精米麦機	7	精米麦機	09 A 08	
押し麦機	7	押し麦機	09 A 08	
ひき割り麦機	7	ひき割り麦機	09 A 08	
製粉機	7	製粉機	09 A 08	
製めん機	7	製めん機	09 A 08	
製パン機	7	製パン機	09 A 08	
製菓機	7	製菓機	09 A 08	
(2) 醸造機械器具	7	醸造機械器具	09 A 08	
酒醸造機械器具	7	酒醸造機械器具	09 A 08	
みそ醸造機械器具	7	みそ醸造機械器具	09 A 08	
しょうゆ醸造機械器具	7	しょうゆ醸造機械器具	09 A 08	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
(3) 牛乳または乳製品製造機械器具	7	アイスクリーム製造機，牛乳均質機，チーズ製造機，バター製造機，粉乳製造機，練乳製造機	09 A 08	
	11	牛乳殺菌機	09 A 08	
牛乳殺菌機	11	牛乳殺菌機	09 A 08	
牛乳均質機	7	牛乳均質機	09 A 08	
れん乳製造機	7	練乳製造機	09 A 08	
粉乳製造機	7	粉乳製造機	09 A 08	
バター製造機	7	バター製造機	09 A 08	
チーズ製造機	7	チーズ製造機	09 A 08	
アイスクリーム製造機	7	アイスクリーム製造機	09 A 08	
(4) 肉類加工機械器具	7	肉類加工機械器具	09 A 08	
肉ひき機	7	肉ひき機	09 A 08	
ソーセージ製造機	7	ソーセージ製造機	09 A 08	
(5) 水産製品製造機械器具	7	水産製品製造機械器具	09 A 08	
練り製品製造機械	7	練り製品製造機械	09 A 08	
こんぶ加工機	7	昆布加工機	09 A 08	
削り節機	7	削り節機	09 A 08	
(6) その他の食料または飲料加工機械器具	7	食料加工用又は飲料加工用の機械器具（穀物処理機械器具・醸造機械器具・アイスクリーム製造機・牛乳均質機・チーズ製造機・バター製造機・粉乳製造機・練乳製造機・肉類加工機械器具・水産製品製造機械器具を除く。）	09 A 08	14
かんづめ機械	7	缶詰機械	09 A 08	
びんづめ機械	7	瓶詰機械	09 A 08	
製茶機械	7	製茶機械	09 A 08	
製油機械	7	製油機械	09 A 08	
10. 製材、木工または合板機械器具	7	製材用・木工用又は合板用の機械器具	09 A 09	
(1) 製材機械器具	7	製材機械器具	09 A 09	
帯のご盤	7	帯のご盤	09 A 09	
丸のご盤	7	丸のご盤	09 A 09	
特殊のご盤	7	特殊のご盤	09 A 09	
のこぎり目立て盤	7	のこぎり目立て盤	09 A 09	
(2) 木工機械器具	7	木工機械器具	09 A 09	
木工かんな盤	7	木工かんな盤	09 A 09	
木工旋盤	7	木工旋盤	09 A 09	
木工フライス盤	7	木工フライス盤	09 A 09	
ほぞ取り盤	7	ほぞ取り盤	09 A 09	
サンダー	7	サンダー	09 A 09	
木工用のこぎり盤	7	木工用のこぎり盤	09 A 09	
木工ボール盤	7	木工ボール盤	09 A 09	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
木工用のこぎり目立て盤	7	木工用のこぎり目立て盤	09 A 09	
げた製造機械器具	7	げた製造機械器具	09 A 09	
(3) 合板機械器具	7	合板機械器具	09 A 09	
単板機械	7	単板機械	09 A 09	
ベニヤ切断機	7	ベニヤ切断機	09 A 09	
ベニヤ継ぎ合せ機械	7	ベニヤ継ぎ合わせ機械	09 A 09	
ベニヤのり付け機	7	ベニヤのり付け機	09 A 09	
ベニヤ製造用プレス	7	ベニヤ製造用プレス	09 A 09	
ベニヤ仕上げ機械	7	ベニヤ仕上げ機械	09 A 09	
ベニヤ製造用乾燥機	7	ベニヤ製造用乾燥機	09 A 09	
11. パルプ、製紙または紙工機械器具	7	パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具	09 A 10	
(1) パルプ製造機械器具	7	パルプ製造機械器具	09 A 10	
バーカー	7	バーカー	09 A 10	
チップパー	7	チップパー	09 A 10	
砕木グラインダー	7	砕木グラインダー	09 A 10	
ビーター	7	ビーター	09 A 10	
パルパー	7	パルパー	09 A 10	
レファイナー	7	レファイナー	09 A 10	
(2) 製紙機械器具	7	製紙機械器具	09 A 10	
ワイヤーパート	7	ワイヤーパート	09 A 10	
プレスパート	7	プレスパート	09 A 10	
ドライパート	7	ドライパート	09 A 10	
カレンダー	7	カレンダー（製紙機械）	09 A 10	
コーティングマシン	7	コーティングマシン	09 A 10	
断さい機	7	断裁機	09 A 10	
巻き取り機	7	巻取り機	09 A 10	
(3) 紙工機械器具	7	紙工機械器具	09 A 10	
箱製造機械	7	箱製造機械	09 A 10	
段ボール製造機械	7	段ボール製造機械	09 A 10	
袋製造機械	7	袋製造機械	09 A 10	
12. 印刷または製本機械器具	7	印刷用又は製本用の機械器具	09 A 11	
	16	印刷用インテル、活字	09 A 11	
とっ版印刷機	7	凸版印刷機	09 A 11	
平版印刷機	7	平版印刷機	09 A 11	
おう版印刷機	7	凹版印刷機	09 A 11	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
グラビア印刷機	7	グラビア印刷機	09 A 11	
写真製版機械	7	写真製版機械	09 A 11	
活字鑄造機	7	活字鑄造機	09 A 11	
写真植字機	7	写真植字機	09 A 11	
製本機械	7	製本機械	09 A 11	
活字	16	活字	09 A 11	
13. 工業用炉	11	工業用炉, 原子炉	09 A 12	15
溶解炉	11	溶解炉	09 A 12	
混銑炉	11	混銑炉	09 A 12	
均熱炉	11	均熱炉	09 A 12	
加熱炉	11	加熱炉	09 A 12	
焼成がま	11	焼成窯	09 A 12	
電気炉	11	電気炉	09 A 12	
熱風炉	11	熱風炉	09 A 12	
発生炉	11	発生炉	09 A 12	
乾りゅう炉	11	乾りゅう炉	09 A 12	
ロータリーキルン	11	ロータリーキルン	09 A 12	
14. ミシン	7	ミシン	09 A 13	
15. その他の産業用機械器具	6	金属製の吹付け塗装用ブース	09 A 64	16
	6	金属製セメント製品製造用型枠	09 A 71	
	7	靴製造機械, 製革機械	09 A 61	
	7	たばこ製造機械	09 A 62	
	7	ガラス器製造機械	09 A 63	
	7	塗装機械器具	09 A 64	
	7	包装用機械器具	09 A 65	
	7	陶工用ろくろ	09 A 66	
	7	プラスチック加工機械器具	09 A 67	
	7	半導体製造装置	09 A 68	
	7	ゴム製品製造機械器具	09 A 69	
	7	石材加工機械器具	09 A 70	
	8	靴製造用靴型(手持ち工具に当たるものに限る。)	09 A 61	
	19	吹付け塗装用ブース(金属製のものを除く。)	09 A 64	
	19	セメント製品製造用型枠(金属製のものを除く。)	09 A 71	
製革機械	7	製革機械	09 A 61	
くつ製造機械	7	靴製造機械	09 A 61	
	8	靴製造用靴型(手持ち工具に当たるものに限る。)	09 A 61	
たばこ製造機械	7	たばこ製造機械	09 A 62	
ガラス器製造機械	7	ガラス器製造機械	09 A 63	
塗装機械器具	6	金属製の吹付け塗装用ブース	09 A 64	
	7	塗装機械器具	09 A 64	
	19	吹付け塗装用ブース(金属製のものを除く。)	09 A 64	
動力機械器具				
1. ボイラー	11	ボイラー	09 B 01	
陸用ボイラー	11	陸用ボイラー	09 B 01	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
船用ボイラー	11	船用ボイラー	09 B 01	
車両用ボイラー	11	車両用ボイラー	09 B 01	
ストーカー	11	ストーカー	09 B 01	
灰捨て機械器具	11	灰捨て機械器具	09 B 01	
蒸気過熱器	11	蒸気過熱器	09 B 01	
蒸気過熱低減器	11	蒸気過熱低減器	09 B 01	
空気余熱器	11	空気余熱器	09 B 01	
給水加熱機	11	給水加熱機	09 B 01	
2．内燃機関	7	内燃機関（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用の内燃機関の部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用の内燃機関（その部品を除く。）	09 B 01	
ガソリン機関	7	ガソリン機関（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用のガソリン機関の部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用のガソリン機関（その部品を除く。）	09 B 01	
灯軽油機関	7	灯軽油機関（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用の灯軽油機関の部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用の灯軽油機関（その部品を除く。）	09 B 01	
ディーゼル機関	7	ディーゼル機関（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用のディーゼル機関の部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用のディーゼル機関（その部品を除く。）	09 B 01	
点火せん	7	点火栓	09 B 01	
3．蒸気機関	7	蒸気機関（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用の蒸気機関の部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用の蒸気機関（その部品を除く。）	09 B 01	
陸用蒸気機関	7	陸用蒸気機関	09 B 01	
船用蒸気機関	7	船用蒸気機関	09 B 01	
車両用蒸気機関	7	車両用蒸気機関の部品	09 B 01	
	12	車両用蒸気機関(その部品を除く。)	09 B 01	
4．ジェット機関	7	ジェット機関（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用のジェット機関の部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用のジェット機関（その部品を除く。）	09 B 01	
ターボジェット機関	7	ターボジェット機関（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用のターボジェット機関の部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用のターボジェット機関(その部品を除く。)	09 B 01	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
ターボプロップ機関	7	ターボプロップ機関（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用のターボプロップ機関の部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用のターボプロップ機関（その部品を除く。）	09 B 01	
ラムジェット機関	7	ラムジェット機関（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用のラムジェット機関の部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用のラムジェット機関（その部品を除く。）	09 B 01	
5．ロケット機関	7	ロケット機関	09 B 01	
6．タービン	7	タービン（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用のタービンの部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用のタービン（その部品を除く。）	09 B 01	
ガスタービン	7	ガスタービン（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用のガスタービンの部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用のガスタービン（その部品を除く。）	09 B 01	
蒸気タービン	7	蒸気タービン（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用の蒸気タービンの部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用の蒸気タービン（その部品を除く。）	09 B 01	
水力タービン	7	水力タービン（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用の水力タービンの部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用の水力タービン（その部品を除く。）	09 B 01	
空気タービン	7	空気タービン（陸上の乗物用のものを除く。），陸上の乗物用の空気タービンの部品	09 B 01	
	12	陸上の乗物用の空気タービン（その部品を除く。）	09 B 01	
7．その他の動力機械器具	7	圧縮空気機関，原子力原動機	09 B 01	17
	7	水車，風車	09 B 02	
水車	7	水車	09 B 02	
風車	7	風車	09 B 02	
圧縮空気機関	7	圧縮空気機関	09 B 01	
風水力機械器具				
1．ポンプ	7	ポンプ	09 C 01	
遠心ポンプ	7	遠心ポンプ	09 C 01	
軸流ポンプ	7	軸流ポンプ	09 C 01	
斜流ポンプ	7	斜流ポンプ	09 C 01	
回転ポンプ	7	回転ポンプ	09 C 01	
往復ポンプ	7	往復ポンプ	09 C 01	
2．真空ポンプ	7	真空ポンプ	09 C 01	
往復真空ポンプ	7	往復真空ポンプ	09 C 01	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
回転真空ポンプ	7	回転真空ポンプ	09 C 01	
拡散ポンプ	7	拡散ポンプ	09 C 01	
3. 送風機	7	送風機	09 C 01	
回転送風機	7	回転送風機	09 C 01	
軸流送風機	7	軸流送風機	09 C 01	
遠心送風機	7	遠心送風機	09 C 01	
ターボ送風機	7	ターボ送風機	09 C 01	
4. 圧縮機	7	圧縮機	09 C 01	
回転圧縮機	7	回転圧縮機	09 C 01	
軸流圧縮機	7	軸流圧縮機	09 C 01	
遠心圧縮機	7	遠心圧縮機	09 C 01	
ターボ圧縮機	7	ターボ圧縮機	09 C 01	
往復圧縮機	7	往復圧縮機	09 C 01	

事務用機械器具

パンチカードシステム機械	9	パンチカードシステム機械	09 D 01	
輪転謄写機	16	輪転謄写機	09 D 01	
謄写版	16	謄写版	09 D 01	
とつ版複写機	16	凸版複写機	09 D 01	
青写真複写機	9	青写真複写機	09 D 01	
写真複写機	9	写真複写機	09 D 01	
タイムレコーダー	9	タイムレコーダー	09 D 01	
作業記録機	9	作業記録機	09 D 01	
タイムスタンプ	9	タイムスタンプ	09 D 01	
あて名印刷機	16	あて名印刷機	09 D 01	
タイプライター	16	タイプライター	09 D 01	
金銭登録機	9	金銭登録機	09 D 01	
製図および図案用機械器具	9	製図用又は図案用の機械器具	09 D 01	

その他の機械器具で他の類に属しないもの

1. 暖冷房装置および冷凍機械器具	11	暖冷房装置	09E11	
	11	冷凍機械器具	09E12	
蒸気暖房装置	11	蒸気暖房装置	09E11	
温水暖房装置	11	温水暖房装置	09E11	
温気暖房装置	11	温気暖房装置	09E11	
放熱器	11	放熱器	09E11	
温気炉	11	温気炉	09E11	
窓掛け式空気調和装置	11	窓掛け式空気調和装置	09E11	
中央式空気調和装置	11	中央式空気調和装置	09E11	
単位誘引式空気調和装置	11	単位誘引式空気調和装置	09E11	
冷凍機	11	冷凍機	09E12	
冷却機	11	冷却機	09E12	
冷却筒	11	冷却筒	09E12	
製氷機	11	製氷機	09E12	
冷却蒸発機	11	冷却蒸発機	09E12	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
ガス冷蔵庫	11	ガス冷蔵庫	09E12	18
2. 商業またはサービス業用機械器具	7	業務用電気洗濯機	09E23	
	7	修繕用機械器具	09E24	
	7	機械式駐車装置	09E26	
	7	乗物用洗浄機	09E27	
	7	業務用攪はん混合機，業務用皮むき機，業務用食器洗浄機，業務用切さい機	09E28	
	7	業務用電気式ワックス磨き機，業務用電気掃除機	09E29	
	9	自動販売機	09E21	
	9	ガソリンステーション用装置	09E22	
	9	駐車場用硬貨作動式ゲート	09E26	
	11	業務用衣類乾燥機	09E23	
	11	美容院用又は理髪店用の機械器具（いすを除く。）	09E25	
	11	業務用加熱調理機械器具，業務用食器乾燥機	09E28	
	20	美容院用いす，理髪用いす	09E25	
販売機	9	自動販売機	09E21	
ガソリンステーション用装置	9	ガソリンステーション用装置	09E22	
洗たく機	7	業務用電気洗濯機	09E23	
修繕用機械器具	7	修繕用機械器具	09E24	
3. 保安用機械器具	6	てんてつ機	09 G 06	19
	6	金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。）	09 G 07	
	6	金属製航路標識（発光式のものを除く。）	09 G 08	
	9	救命用具	09 G 01	
	9	消火器，消火栓，消火ホース用ノズル，スプリンクラー消火装置	09 G 02	
	9	火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器	09 G 04	
	9	保安用ヘルメット	09 G 05	
	9	鉄道用信号機	09 G 06	
	9	乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識	09 G 07	
	12	落下傘	09 G 01	
	12	乗物用盗難警報器	09 G 04	
	17	消防用ホース，石綿製防火幕	09 G 02	
	17	オイルフェンス	09 G 03	
	19	道路標識（金属製又は発光式若しくは機械式のものを除く。）	09 G 07	
	19	航路標識（金属製又は発光式のものを除く。）	09 G 08	
救命用具	9	救命用具	09 G 01	
	12	落下傘	09 G 01	
消火器	9	消火器	09 G 02	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
消火せん	9	消火栓	09 G 02	
消防用ホース	17	消防用ホース	09 G 02	
火災報知機	9	火災報知機	09 G 04	
鉄道用信号機	9	鉄道用信号機	09 G 06	
てんてつ機	6	てんてつ機	09 G 06	
盗難警報器	9	盗難警報器	09 G 04	
	12	乗物用盗難警報器	09 G 04	
4. その他の機械器具	6	金属製液体貯蔵槽，金属製工業用水槽	09 G 59	20
	6	金属製液化ガス貯蔵槽，金属製ガス貯蔵槽，ガス貯蔵槽又は液化ガス貯蔵槽用のアルミニウム製の浮中ぶた	09 G 60	
	7	芝刈機	09 G 54	
	7	電動式カーテン引き装置	09 G 55	
	7	廃棄物圧縮装置，廃棄物破碎装置	09 G 63	
	9	潜水用機械器具	09 G 51	
	9	業務用テレビゲーム機	09 G 53	
	9	電動式扉自動開閉装置	09 G 55	
	9	乗物運転技能訓練用シミュレーター	09 G 64	
	9	運動技能訓練用シミュレーター	09 G 65	
	11	汚水浄化槽，し尿処理槽	09 G 57	
	11	業務用ごみ焼却炉	09 G 58	
	11	太陽熱利用温水器	09 G 61	
	11	浄水装置	09 G 62	
	15	調律機	09 G 52	
	16	マーキング用孔開型板	09 G 56	
	19	石製液体貯蔵槽，石製工業用水槽	09 G 59	
	20	液体貯蔵槽（金属製又は石製のものを除く。），工業用水槽（金属製又は石製のものを除く。）	09 G 59	
	20	液化ガス貯蔵槽（金属製又は石製のものを除く。），ガス貯蔵槽（金属製又は石製のものを除く。）	09 G 60	
	28	遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。）	09 G 53	
潜水用機械器具	9	潜水用機械器具	09 G 51	
調律機	15	調律機	09 G 52	
遊園地用機械器具	28	遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。）	09 G 53	
機械要素				
1. 軸受け、軸、軸継ぎ手およびベアリング	7	軸・軸受・軸継ぎ手・ベアリング（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 01	
	12	軸・軸受・軸継ぎ手・ベアリング（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 01	
2. 動力伝導装置	6	金属製の滑車（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 02	
	7	動力伝導装置（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
変速機	12	動力伝導装置（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
	7	変速機（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	変速機（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
減速機	7	減速機（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	減速機（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
逆転機	7	逆転機（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	逆転機（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
リンク	7	リンク（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	リンク（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
カム	7	カム（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	カム（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
歯車	7	歯車（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	歯車（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
ローラーチェーン	7	ローラーチェーン（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	ローラーチェーン（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
動力伝導用ベルト	7	動力伝導用ベルト（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	動力伝導用ベルト（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
滑車	6	金属製の滑車（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 02	
	7	滑車（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
遊車	7	遊車（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	遊車（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
調車	7	調車（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	調車（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
流体継ぎ手	7	流体継ぎ手（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	流体継ぎ手（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	
流体トルクコンバーター	7	流体トルクコンバーター（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
	12	流体トルクコンバーター（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 02	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
水力だめ	7	水力だめ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
増圧器	7	増圧器（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 02	
3．緩衝器	7	緩衝器（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 03	
	12	緩衝器（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 03	
ばね緩衝器	7	ばね緩衝器（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 03	
	12	ばね緩衝器（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 03	
ばね油圧緩衝器	7	ばね油圧緩衝器（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 03	
	12	ばね油圧緩衝器（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 03	
空気ばね	7	空気ばね（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 03	
	12	空気ばね（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 03	
4．制動装置	7	制動装置（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 04	
	12	制動装置（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 04	
ブロックブレーキ	7	ブロックブレーキ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 04	
	12	ブロックブレーキ（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 04	
帯ブレーキ	7	帯ブレーキ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 04	
	12	帯ブレーキ（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 04	
円板ブレーキ	7	円板ブレーキ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 04	
	12	円板ブレーキ（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 04	
円すいブレーキ	7	円すいブレーキ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 04	
	12	円すいブレーキ（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 04	
5.ばね	6	金属製のばね（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 03	
	7	ばね（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 03	
	12	ばね（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 03	
重ね板ばね	6	金属製の重ね板ばね（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 03	
	7	重ね板ばね（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 03	
	12	重ね板ばね（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 03	
つる巻きばね	6	金属製のつる巻きばね（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 03	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
うず巻きばね	7	つる巻きばね（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 03	
	12	つる巻きばね（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 03	
	6	金属製のうず巻きばね（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 03	
うず巻きばね	7	うず巻きばね（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 03	
	12	うず巻きばね（陸上の乗物用の機械要素）	09 F 03	
	6	金属製のうず巻きばね（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 03	
6 . バルブ	6	金属製のバルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
	7	バルブ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 05	
	11	水道用栓，タンク用水位制御弁，パイプライン用栓	09 F 05	
	17	ゴム製又はバルカンファイバー製のバルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
	19	送水管用バルブ（金属製又はプラスチック製のものを除く。）	09 F 05	
	20	プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
球バルブ	6	金属製の球バルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
	7	球バルブ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 05	
	20	プラスチック製球バルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
アングルバルブ	6	金属製のアングルバルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
	7	アングルバルブ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 05	
	20	プラスチック製アングルバルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
コック	6	金属製のコック（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
	7	コック（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 05	
	20	プラスチック製コック（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
ちょう形バルブ	6	金属製のちょう形バルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
	7	ちょう形バルブ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 05	
	20	プラスチック製ちょう形バルブ（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
自動調整弁	6	金属製の自動調整弁（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
	7	自動調整弁（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）	09 F 05	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
7. 管継ぎ手	20	プラスチック製自動調整弁（機械要素に当たるものを除く。）	09 F 05	
	6	金属製管継ぎ手	09 F 06	
	17	管継ぎ手（金属製のものを除く。）	09 F 06	
8. パッキングおよびガスケット	17	パッキング，ガスケット	09 F 06	
9. キーおよびコッタ	6	キー，コッタ	09 F 07	

01 「産業機械器具」の概念は現行の区分になく，また，昭和34年法の「産業機械器具」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので，「産業機械器具」の書換表示はできない。

02 「農業用機械器具」（書換表示欄に示す商品を含む概念表示の商品）の書換表示も認められる。

03 「動力機械器具（陸上の乗物用のものを除く。）」，陸上の乗物用の動力機械の部品」の書換表示も認められる。

04 「事務用機械器具」の概念は現行の区分になく，また，昭和34年法の「事務用機械器具」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので，「事務用機械器具」の書換表示はできない。

05 「その他の機械器具で他の類に属しないもの」の概念は現行の区分になく，また，商品の範囲が特定できないので，「その他の機械器具で他の類に属しないもの」の書換表示はできない。

06 「金属製の滑車・ばね及びバルブ（機械要素に当たるものを除く。）」の書換表示も認められる。

07 「機械要素（陸上の乗物用のものを除く。）」（書換表示欄に示す商品を含む概念表示の商品）の書換表示も認められる。

08 「陸上の乗物用の機械要素」（書換表示欄に示す商品を含む概念表示の商品）の書換表示も認められる。

09 「溶接または溶断機械器具」の概念は現行の区分になく，また，昭和34年法の「溶接または溶断機械器具」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので，「溶接または溶断機械器具」の書換表示はできない。

10 「その他の荷役機械器具」の概念は現行の区分になく，また，商品の範囲が特定できないので，「その他の荷役機械器具」の書換表示はできない。

11 「農業用機械器具」（書換表示欄に示す商品を含む概念表示の商品）の書換表示も認められる。

12 「畜産用機械器具」の概念は現行の区分になく，また，昭和34年法の「畜産用機械器具」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので，「畜産用機械器具」の書換表示はできない。

13 「飼料圧搾機，飼料裁断機，飼料配合機，飼料粉碎機，牛乳ろ過器，搾乳機，育雛器，ふ卵器」の書換表示も認められる。

14 「その他の食料または飲料加工機械器具」の概念は現行の区分になく，また，商品の範囲が特定できないので，「その他の食料または飲料加工機械器具」の書換表示はできない。

15 昭和34年法第9類「工業用炉」は「類似商品審査基準（第6版）によれば「原子炉」を包含していたが，現行法では「原子炉」と「工業用炉」とは別の商品として例示されている。

16 「その他の産業用機械器具」の概念は現行の区分になく，また，商品の範囲が特定できないので，「その他の産業用機械器具」の書換表示はできない。

17 「その他の動力機械器具」の概念は現行の区分になく，また，商品の範囲が特定できないので，「その他の動力機械器具」の書換表示はできない。

「動力機械器具（陸上の乗物用のもの及び内燃機関・蒸気機関・ジェット機関・ロケット機関・タービンを除く。）」の書換表示も認められる。

18 「商業またはサービス業用機械器具」の概念は現行の区分になく、また、昭和34年法の「商業またはサービス業用機械器具」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「商業またはサービス業用機械器具」の書換表示はできない。

19 「保安用機械器具」の概念は現行の区分になく、また、昭和34年法の「保安用機械器具」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「保安用機械器具」の書換表示はできない。

20 「その他の機械器具」の概念は現行の区分になく、また、商品の範囲が特定できないので、「その他の機械器具」の書換表示はできない。